

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

秋田県	
市区町村数	25

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
						担当課(室)名	所属	事務所掌	府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				
											問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
						9	16	4						25				
5 201	秋田市	生活総務課	1 2	2	1						4	第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
5 202	能代市	市民活力推進課	1 2	2	1						4	第2次能代市男女共同参画計画	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
5 203	横手市	地域づくり支援課	1 2	1	1						4	横手市男女共同参画行動計画第4次計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 204	大館市	企画調整課	1 2	2	2						3	第3次大館市男女共同参画社会推進計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 206	男鹿市	企画政策課	1 2	2	2						4	第4次男鹿市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 207	湯沢市	まちづくり協働課	1 2	1	1	湯沢市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日				湯沢市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 209	鹿角市	生活環境課	1 2	1	1						4	第4次鹿角市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 210	由利本荘市	総合政策課	1 2	2	1	由利本荘市男女共同参画推進条例	2009年3月25日	2009年4月1日				第4次由利本荘市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 211	潟上市	企画政策課	1 2	1	1	潟上市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年3月28日				第4次潟上市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 212	大仙市	総合政策課	1 2	1	1	大仙市男女共同参画推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日				第4次大仙市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
5 213	北秋田市	生活環境課	1 2	1	1						4	第3次北秋田市男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 214	にかほ市	教育委員会 生涯学習課	2 2	1	1						4	第4次にかほ市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 215	仙北市	まちづくり課	1 2	2	1						4	第4次仙北市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 303	小坂町	総務課	1 2	2	2						4	第3次小坂町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 327	上小阿仁村	総務課	1 2	1	1						4	上小阿仁村男女共同参画計画(第4次計画)	2025年4月1日	~	2030年3月31日	2	1	
5 346	藤里町	総務課	1 2	2	2						4	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 348	三種町	企画政策課	1 2	1	1						4	第4次三種町男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 349	八峰町	企画政策課	1 2	2	2						4	八峰町男女共同参画基本計画(第4次計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 361	五城目町	総務課	1 2	2	2						4	第5次五城目町男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
5 363	八郎潟町	総務課	1 2	2	2						4	八郎潟町男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 366	井川町	総務課	1 2	2	2						4	第4次井川町男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
5 368	大潟村	福祉保健課	1 2	2	1						4	第4次大潟村男女共同参画社会行動計画	2020年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 434	美郷町	企画財政課	1 2	2	1						4	第3次美郷町男女共同参画みさと計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
5 463	羽後町	企画財政課	1 2	2	1						4	第5次羽後町男女共同参画社会行動計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
5 464	東成瀬村	企画課	1 2	2	2						4	東成瀬村男女共同参画計画(第3次計画)	2024年4月1日	~	2029年3月31日	2	1	

都道府県 コロナ ド	市区町村 名	市町村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			の 連絡会議	の 有機会議	問3-1 有	問3-1 無	問4-1 有	問4-1 無	問4-2 女性活躍 推進法との関係	問4-3 計画策定 の方法	問4-4 現在の 状況	
									問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の 状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		

<選択肢回答>

所属

1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議

1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

1 策定予定有
2 策定予定無

事務所掌

諮詢機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない
2 無

3 その他

4 検討していない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

秋田県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体						
			問6-1		問6-4 所在地等					ホームページ	問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	単独		複合	直営	指定管理者	その他				
		8									2	6	7	1	0	7	0	1
5	201	秋田市																
5	202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー		016-0842	能代市追分町4-26 能代市勤労青少年ホーム内	0185-52-0355	0185-52-0355	https://www.city.noshiro.lg.jp/sangyo/danjo-kyodo/24697		○	○				○		
5	203	横手市																
5	204	大館市																
5	206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室		010-0502	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	0185-24-3140				○	○			○			
5	207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	はあとぴあ	012-0826	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-5750	0183-72-5750	https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/3/114.html		○	○			○			
5	209	鹿角市																
5	210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室		015-0076	由利本荘市東町15	0184-24-6226	0184-23-1322			○	○			○			
5	211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	ウィズ	018-1401	潟上市昭和大久保字元木田152番地	018-853-5302	018-853-5211			○	○			○			
5	212	大仙市																
5	213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	ハートフルプラザ・北秋田	018-3311	北秋田市材木町2番2号 (北秋田市交流センター内)	0186-63-2321	0186-63-2322			○	○			○			
5	214	にかほ市																
5	215	仙北市	仙北市男女共同参画活動拠点施設	仙北市角館交流センター	014-0368	仙北市角館町中菅沢77-30	0187-54-1003	0187-54-1004			○	○			○			
5	303	小坂町																
5	327	上小阿仁村																
5	346	藤里町																
5	348	三種町																
5	349	八峰町																
5	361	五城目町																
5	363	八郎潟町																
5	366	井川町																
5	368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	ちやっこ	010-0443	南秋田郡大潟村字中央1番地21	0185-45-2611	0185-45-2661			○	○			○			
5	434	美郷町																
5	463	羽後町																
5	464	東成瀬村																

都道府県 市町村 ココイド	市区町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																	
		問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠 条例	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1連携・ 協働		2広報啓 発	3講座	4相談事 業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
		8		2		5				0	4	0	0	0	0	0	3	0	
5 201	秋田市																		
5 202	能代市	能代市男女共同参画支援コーナー	2004年11月1日		設置時の伺い定めによる	○	0	0	0	0	○								
5 203	横手市					○													
5 204	大館市																		
5 206	男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室	2005年2月1日		公民館の一部を整備・活用 する伺い文書		0	1	0										男女共同参画に関する団体への活動場所の 提供
5 207	湯沢市	湯沢市男女共同参画センター	2006年4月1日	○			0	4	2,816	○				○					無料会議室の貸出
5 209	鹿角市																		
5 210	由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進活動室	2005年3月22日		設置時の伺い定めによる		1	0	556	○									
5 211	潟上市	潟上市男女共同参画センター	2006年3月28日	○		○	0	0	97					○					ボランティア活動などの活動の場の提供、子育 てサークルの活動拠点
5 212	大仙市																		
5 213	北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設	2006年4月1日		北秋田市男女共同参画活 動拠点施設設置要綱	○	0	0	0										男女共同参画社会の形成を推進しようとする 団体への活動場所の提供
5 214	にかほ市																		
5 215	仙北市	仙北市男女共同参画活動拠点施設	2006年3月31日		男女共同参画活動拠点施 設設置に係る伺い定め		0	3	0					○					
5 303	小坂町																		
5 327	上小阿仁村																		
5 346	藤里町																		
5 348	三種町																		
5 349	八峰町					○													
5 361	五城目町																		
5 363	八郎潟町																		
5 366	井川町																		
5 368	大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設	2006年3月1日		設置時の伺い定めによる		0	0	0	○									
5 434	美郷町																		
5 463	羽後町																		
5 464	東成瀬村																		

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

秋田県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			9			13	0	0.0	16	0	0.0	12	0	0.0	12	1	8.3	4,572	156	3.4
5 201	秋田市	2015年10月31日	秋田市男女共生推進都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						1010	53	5.2	
5 202	能代市	2010年11月3日	能代市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						346	6	1.7	
5 203	横手市	2008年10月4日	横手市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	2	0	0.0						658	36	5.5	
5 204	大館市					1	0	0.0	1	0	0.0									
5 206	男鹿市	2012年3月20日	男鹿市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						143	4	2.8	
5 207	湯沢市					1	0	0.0	1	0	0.0						320	4	1.3	
5 209	鹿角市					1	0	0.0	1	0	0.0						188	3	1.6	
5 210	由利本荘市	2009年4月1日	由利本荘市男女共同参画宣言		1	1	0	0.0	2	0	0.0						488	12	2.5	
5 211	潟上市	2006年6月23日	男女共同参画かたがみ宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						108	0	0.0	
5 212	大仙市	2007年11月17日	大仙市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						522	13	2.5	
5 213	北秋田市					1	0	0.0	1	0	0.0						239	7	2.9	
5 214	にかほ市	2011年6月1日	にかほ市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						102	4	3.9	
5 215	仙北市					1	0	0.0	1	0	0.0						0	0		
5 303	小坂町											1	0	0.0	1	0	0.0	44	3	6.8
5 327	上小阿仁村											1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
5 346	藤里町											1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
5 348	三種町											1	0	0.0	1	0	0.0	102	7	6.9
5 349	八峰町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
5 361	五城目町											1	0	0.0	1	0	0.0	70	2	2.9
5 363	八郎潟町											1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
5 366	井川町											1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
5 368	大潟村											1	0	0.0	1	1	100.0	22	0	0.0
5 434	美郷町											1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
5 463	羽後町	2001年9月30日	羽後町女性議会宣言		4							1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
5 464	東成瀬村											1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 市内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

秋田県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標値(%)	目標達成期限	目標値	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード					
					問8-1		問8-2																							
					審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)						
秋田県	秋田市	50.0	2028年3月		821	668	12,641	4,244	33.6	577	455	7,357	1,944	26.4	127	77	755	149	19.7	650	73	11.2	673	73	10.8	その他	その他	その他	その他	
	小計									575	454	7,320	1,935	26.4	127	77	755	149	19.7											
5 201	秋田市	50.0	2028年3月		128	119	2,187	732	33.5	(1)地方自治法第202条の3に基づく審議会等 (2)地方自治法第180条の5に基づく審議会等 (3)要綱等により設置されている審議会、委員会、協議会等	45	42	739	181	24.5	6	4	40	10	25.0	51	6	11.8	52	6	11.5	1	1	1	1
5 202	能代市	45.0	2027年10月		77	66	1,665	711	42.7	地方自治法第202条の3に基づく審議等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	30	23	367	92	25.1	5	3	34	5	14.7	39	8	20.5	40	8	20.0	1	1	1	1
5 203	横手市				43	32	591	154	26.1	市の行政委員会並びに各種審議会における女性委員の比率を、令和7年度までにそれぞれ30%、40%を目指す。	40	25	528	127	24.1	6	3	41	7	17.1	49	10	20.4	50	10	20.0	1	1	1	1
5 204	大館市	32.0	2026年3月		60	46	1,039	298	28.7	すべての審議会等	47	36	884	266	30.1	5	4	33	8	24.2	45	3	6.7	46	3	6.5	1	1	1	1
5 206	男鹿市	40.0	2026年3月		32	26	336	98	29.2	法律又は政令に基づき設置されている審議会や委員会等、条例・規則・要綱等に基づき設置されている協議会や委員会等	24	19	261	65	24.9	5	3	32	6	18.8	27	3	11.1	28	3	10.7	1	1	1	1
5 207	湯沢市	40.0	2026年3月		63	49	1,397	605	43.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他市要綱等に基づく審議会、庁内各種審査会、プロジェクトチーム等	31	23	363	107	29.5	5	4	35	10	28.6	34	11	32.4	35	11	31.4	1	1	1	1
5 209	鹿角市	40.0	2026年3月		36	31	494	188	38.1	法令や条例、規則により設置されている審議会等	18	17	207	58	28.0	5	4	27	6	22.2	26	4	15.4	27	4	14.8	1	1	1	1
5 210	由利本荘市	30.0	2026年3月		25	21	382	90	23.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	28	21	416	97	23.3	5	4	38	7	18.4	39	4	10.3	40	4	10.0	1	1	1	1
5 211	潟上市	40.0	2026年3月		37	30	366	119	32.5	法令又は条例を設置根拠とする審議会等	32	27	335	114	34.0	5	3	31	5	16.1	0	0	0	0	0	0.0	1	1	1	1
5 212	大仙市	40.0	2030年3月		76	56	1,557	539	34.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	43	29	589	177	30.1	5	2	39	4	10.3	22	0	0.0	23	0	0.0	1	1	1	1
5 213	北秋田市		2026年4月	28.7%	72	56	898	275	30.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	33	23	357	92	25.8	5	3	51	8	15.7	29	3	10.3	30	3	10.0	1	1	1	1
5 214	にかほ市	50.0	2027年3月		26	24	252	78	31.0	・法律又は政令により設置されている審議会等 ・法律により設置されている委員会等 ・条例・規則等により設置されている懇談会、会議等 ・要綱等により設置されている懇談会、会議等	19	18	212	65	30.7	5	4	25	9	36.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1	1	1	1
5 215	仙北市	30.0	2027年3月		29	21	287	62	21.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、規則、要綱に基づくその他の審議会等	26	20	289	61	21.1	5	2	30	4	13.3	24	3	12.5	25	3	12.0	1	1	1	1
5 303	小坂町	40.0	2026年3月		24	17	203	37	18.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等および町議会議員	19	14	180	33	18.3	5	3	23	4	17.4	26	1	3.8	27	1	3.7	1	1	1	1
5 327	上小阿仁村				0	0	0	0			11	7	83	17	20.5	5	2	18	2	11.1	0	0	0	0	0	0.0	1	1	1	1
5 346	藤里町	40.0	2026年3月		16	12	154	33	21.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会や地方自治法第180条の5に基づく委員会など	11	9	134	30	22.4	5	3	20	3	15.0	23	1	4.3	24	1	4.2	1	1	1	1
5 348	三種町	30.0	2026年3月		29	20	327	79	24.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、条例・規則・要綱等に基づく協議会等	16	13	200	54	27.0	5	3	35	6	17.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1	1	1	1
5 349	八峰町	50.0	2027年3月		15	11	162	52	32.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び同法第180条の5に基づく委員会等	10	8	136	44	32.4	5	3	26	8	30.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード															
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)											
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 を含む 委員 数	うち 女性 等 数 委 員		審 議 会 等 数	うち 女性 を含む 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 数 委 員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 を含む 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 等 数 委 員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	女性 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他	その他								
5 361	五城目町				0	0	0	0	8	7	111	28	25.2	5	3	25	7	28.0	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1							
5 363	八郎潟町				0	0	0	0	19	16	207	57	27.5	5	2	24	3	12.5	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		1							
5 366	井川町				0	0	0	0	11	7	108	18	16.7	5	3	22	5	22.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1							
		令和8年度末 まで、地方自 治法に基づく 審議会等 (35.0%)<同 法第202条の 3>、地方自 治法に基づく委 員会等 (20%)<同法 第180条の 5>、その他協 議会等 (50%)						地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、その他協議会等	19	17	221	63	28.5	14	14	182	52	28.6	5	3	26	5	19.2	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1		
5 368	大潟村																																			
5 434	美郷町				農業委員に おける女性 登用目標30% (達成期限なし)	1	1	17	2	11.8	農業委員会				13	11	136	23	16.9	5	3	30	5	16.7	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
5 463	羽後町					0	0	0	0	15	13	175	51	29.1	5	2	28	4	14.3	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1						
5 464	東成瀬村	35.0	2029年3月		13	13	106	29	27.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会	12	12	121	26	21.5	5	4	22	8	36.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1					

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

秋田県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)		
									2	1	37	9	24.3	0	0	0	0									
	秋田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	能代市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	横手市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	大館市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	男鹿市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	湯沢市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	鹿角市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	由利本荘市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	潟上市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	大仙市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	北秋田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	にかほ市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	仙北市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	小坂町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	上小阿仁村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	藤里町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	三種町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	八峰町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	五城目町								1	0	5	0	0.0	0	0	0	0	0								
	八郎潟町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	井川町								1	1	32	9	28.1	0	0	0	0	0								
	大潟村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	美郷町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	羽後町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	東成瀬村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								

調査表4-4
市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

秋田県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職数																				
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)										
5 201	秋田市	204	35	17.2	158	30	19.0	19	1	5.3	15	1	6.7	48	5	10.4	39	5	12.8	137	29	21.2	104	24	23.1	245	58	23.7	174	39	22.4	472	136	28.8	317	100	31.5	1	18	3	16.7	5	0	0.0	2	2025年5月1日
5 202	能代市	60	11	18.3	53	7	13.2	10	0	0.0	10	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	39	9	23.1	32	5	15.6	56	13	23.2	46	9	19.6	26	2	7.7	24	2	8.3	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 203	横手市	142	33	23.2	83	16	19.3	17	3	17.6	10	1	10.0	32	6	18.8	19	4	21.1	93	24	25.8	54	11	20.4	222	83	37.4	116	26	22.4	337	134	39.8	187	67	35.8	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1	
5 204	大館市	71	16	22.5	45	7	15.6	15	2	13.3	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	56	14	25.0	35	7	20.0	86	31	36.0	38	7	18.4	181	60	33.1	80	14	17.5	1	4	0	0.0	2	0	0.0	1
5 206	男鹿市	42	8	19.0	19	4	21.1	14	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	28	8	28.6	15	4	26.7	107	49	45.8	52	17	32.7	116	58	50.0	42	15	35.7	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1
5 207	湯沢市	48	5	10.4	48	5	10.4	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	38	5	13.2	38	5	13.2	61	18	29.5	61	18	29.5	100	42	42.0	100	42	42.0	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 209	鹿角市	42	11	26.2	39	11	28.2	6	2	33.3	6	2	33.3	5	0	0.0	5	0	0.0	31	9	29.0	28	9	32.1	54	21	38.6	95	31	32.6	78	24	30.8	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1				
5 210	由利本荘市	96	10	10.4	79	8	10.1	21	3	14.3	19	3	15.8	4	1	25.0	4	1	25.0	71	6	8.5	56	4	7.1	103	23	22.3	78	17	21.8	85	23	27.1	68	17	25.0	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1	
5 211	潟上市	31	9	29.0	29	9	31.0	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0	0	0	0	25	8	32.0	23	8	34.8	66	32	48.5	47	17	36.2	25	18	72.0	14	7	50.0	1	3	1	33.3	1	0	0.0	1	
5 212	大仙市	143	42	29.4	126	32	25.4	16	3	18.8	12	1	8.3	25	7	28.0	23	6	26.1	102	32	31.4	91	25	27.5	287	106	36.9	254	94	37.0	103	39	37.9	71	24	33.8	1	11	1	9.1	2	0	0.0	1	
5 213	北秋田市	48	8	16.7	36	6	16.7	15	1	6.7	11	0	0.0	0	0	0	0	0	0	33	7	21.2	25	6	24.0	0	0	0	0	0	0	66	19	28.8	44	11	25.0	1	5	0	0.0	3	0	0.0	1	
5 214	にかほ市	50	15	30.0	40	14	35.0	9	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	41	15	36.6	32	14	43.8	0	0	0.0	0	0	0	58	16	27.6	49	15	30.6	1	5	0	0.0	2	0	0.0	1	
5 215	仙北市	129	35	27.1	76	16	21.1	21	4	19.0	10	2	20.0	25	2	8.0	15	0	0	83	29	34.9	51	14	27.5	77	48	62.3	43	19	44.2	67	33	49.3	41	19	46.3	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1	
5 303	小坂町	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	7	1	14.3	19	5	26.3	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0	1	1	0	0.0	1	0	0.0	1				
5 327	上小阿仁村	11	3	27.3	11	3	27.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	11	3	27.3	11	3	27.3	5	1	20.0	8	5	40.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1
5 346	藤里町	8	1	12.5	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	8	1	12.5	7	0	0.0	5	0	0.0	4	0	0.0	11	4	36.4	7	3	42.9	1	8	1	12.5	0	0	0.0	1	
5 348	三種町	15	2	13.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	1	0	0	0	0	14	2	14.3	13	2	15.4	29	7	24.1	26	7	26.9	33	10	30.3	26	7	26.9	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
5 349	八峰町	20	3	15.0	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0																																	

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

秋田県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都 市 市 道 区 区 府 町 県 村 町 コ 村 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 1. 1ヶ月 2. 2ヶ月 3. 3ヶ月 4. 4ヶ月 5. 5ヶ月 6. 6ヶ月 7. 7ヶ月 8. 8ヶ月 9. 9ヶ月 10. 10ヶ月 11. 11ヶ月 12. 12ヶ月 13. 13ヶ月 14. 14ヶ月 15. 15ヶ月 16. 16ヶ月 17. 17ヶ月 18. 18ヶ月 19. 19ヶ月 20. 21ヶ月 21. 22ヶ月 22. 23ヶ月 23. 24ヶ月 24. 25ヶ月 25. 26ヶ月 26. 27ヶ月 27. 28ヶ月 28. 29ヶ月 29. 30ヶ月 30. 31ヶ月 31. 32ヶ月 32. 33ヶ月 33. 34ヶ月 34. 35ヶ月 35. 36ヶ月 36. 37ヶ月 37. 38ヶ月 38. 39ヶ月 39. 40ヶ月 40. 41ヶ月 41. 42ヶ月 42. 43ヶ月 43. 44ヶ月 44. 45ヶ月 45. 46ヶ月 46. 47ヶ月 47. 48ヶ月 48. 49ヶ月 49. 50ヶ月 50. 51ヶ月 51. 52ヶ月 52. 53ヶ月 53. 54ヶ月 54. 55ヶ月 55. 56ヶ月 56. 57ヶ月 57. 58ヶ月 58. 59ヶ月 59. 60ヶ月 60. 61ヶ月 61. 62ヶ月 62. 63ヶ月 63. 64ヶ月 64. 65ヶ月 65. 66ヶ月 66. 67ヶ月 67. 68ヶ月 68. 69ヶ月 69. 70ヶ月 70. 71ヶ月 71. 72ヶ月 72. 73ヶ月 73. 74ヶ月 74. 75ヶ月 75. 76ヶ月 76. 77ヶ月 77. 78ヶ月 78. 79ヶ月 79. 80ヶ月 80. 81ヶ月 81. 82ヶ月 82. 83ヶ月 83. 84ヶ月 84. 85ヶ月 85. 86ヶ月 86. 87ヶ月 87. 88ヶ月 88. 89ヶ月 89. 90ヶ月 90. 91ヶ月 91. 92ヶ月 92. 93ヶ月 93. 94ヶ月 94. 95ヶ月 95. 96ヶ月 96. 97ヶ月 97. 98ヶ月 98. 99ヶ月 99. 100ヶ月 100. 101ヶ月 101. 102ヶ月 102. 103ヶ月 103. 104ヶ月 104. 105ヶ月 105. 106ヶ月 106. 107ヶ月 107. 108ヶ月 108. 109ヶ月 109. 110ヶ月 110. 111ヶ月 111. 112ヶ月 112. 113ヶ月 113. 114ヶ月 114. 115ヶ月 115. 116ヶ月 116. 117ヶ月 117. 118ヶ月 118. 119ヶ月 119. 120ヶ月 120. 121ヶ月 121. 122ヶ月 122. 123ヶ月 123. 124ヶ月 124. 125ヶ月 125. 126ヶ月 126. 127ヶ月 127. 128ヶ月 128. 129ヶ月 129. 130ヶ月 130. 131ヶ月 131. 132ヶ月 132. 133ヶ月 133. 134ヶ月 134. 135ヶ月 135. 136ヶ月 136. 137ヶ月 137. 138ヶ月 138. 139ヶ月 139. 140ヶ月 140. 141ヶ月 141. 142ヶ月 142. 143ヶ月 143. 144ヶ月 144. 145ヶ月 145. 146ヶ月 146. 147ヶ月 147. 148ヶ月 148. 149ヶ月 149. 150ヶ月 150. 151ヶ月 151. 152ヶ月 152. 153ヶ月 153. 154ヶ月 154. 155ヶ月 155. 156ヶ月 156. 157ヶ月 157. 158ヶ月 158. 159ヶ月 159. 160ヶ月 160. 161ヶ月 161. 162ヶ月 162. 163ヶ月 163. 164ヶ月 164. 165ヶ月 165. 166ヶ月 166. 167ヶ月 167. 168ヶ月 168. 169ヶ月 169. 170ヶ月 170. 171ヶ月 171. 172ヶ月 172. 173ヶ月 173. 174ヶ月 174. 175ヶ月 175. 176ヶ月 176. 177ヶ月 177. 178ヶ月 178. 179ヶ月 179. 180ヶ月 180. 181ヶ月 181. 182ヶ月 182. 183ヶ月 183. 184ヶ月 184. 185ヶ月 185. 186ヶ月 186. 187ヶ月 187. 188ヶ月 188. 189ヶ月 189. 190ヶ月 190. 191ヶ月 191. 192ヶ月 192. 193ヶ月 193. 194ヶ月 194. 195ヶ月 195. 196ヶ月 196. 197ヶ月 197. 198ヶ月 198. 199ヶ月 199. 200ヶ月 200. 201ヶ月 201. 202ヶ月 202. 203ヶ月 203. 204ヶ月 204. 205ヶ月 205. 206ヶ月 206. 207ヶ月 207. 208ヶ月 208. 209ヶ月 209. 210ヶ月 210. 211ヶ月 211. 212ヶ月 212. 213ヶ月 213. 214ヶ月 214. 215ヶ月 215. 216ヶ月 216. 217ヶ月 217. 218ヶ月 218. 219ヶ月 219. 220ヶ月 220. 221ヶ月 221. 222ヶ月 222. 223ヶ月 223. 224ヶ月 224. 225ヶ月 225. 226ヶ月 226. 227ヶ月 227. 228ヶ月 228. 229ヶ月 229. 230ヶ月 230. 231ヶ月 231. 232ヶ月 232. 233ヶ月 233. 234ヶ月 234. 235ヶ月 235. 236ヶ月 236. 237ヶ月 237. 238ヶ月 238. 239ヶ月 239. 240ヶ月 240. 241ヶ月 241. 242ヶ月 242. 243ヶ月 243. 244ヶ月 244. 245ヶ月 245. 246ヶ月 246. 247ヶ月 247. 248ヶ月 248. 249ヶ月 249. 250ヶ月 250. 251ヶ月 251. 252ヶ月 252. 253ヶ月 253. 254ヶ月 254. 255ヶ月 255. 256ヶ月 256. 257ヶ月 257. 258ヶ月 258. 259ヶ月 259. 260ヶ月 260. 261ヶ月 261. 262ヶ月 262. 263ヶ月 263. 264ヶ月 264. 265ヶ月 265. 266ヶ月 266. 267ヶ月 267. 268ヶ月 268. 269ヶ月 269. 270ヶ月 270. 271ヶ月 271. 272ヶ月 272. 273ヶ月 273. 274ヶ月 274. 275ヶ月 275. 276ヶ月 276. 277ヶ月 277. 278ヶ月 278. 279ヶ月 279. 280ヶ月 280. 281ヶ月 281. 282ヶ月 282. 283ヶ月 283. 284ヶ月 284. 285ヶ月 285. 286ヶ月 286. 287ヶ月 287. 288ヶ月 288. 289ヶ月 289. 290ヶ月 290. 291ヶ月 291. 292ヶ月 292. 293ヶ月 293. 294ヶ月 294. 295ヶ月 295. 296ヶ月 296. 297ヶ月 297. 298ヶ月 298. 299ヶ月 299. 300ヶ月 300. 301ヶ月 301. 302ヶ月 302. 303ヶ月 303. 304ヶ月 304. 305ヶ月 305. 306ヶ月 306. 307ヶ月 307. 308ヶ月 308. 309ヶ月 309. 310ヶ月 310. 311ヶ月 311. 312ヶ月 312. 313ヶ月 313. 314ヶ月 314. 315ヶ月 315. 316ヶ月 316. 317ヶ月 317. 318ヶ月 318. 319ヶ月 319. 320ヶ月 320. 321ヶ月 321. 322ヶ月 322. 323ヶ月 323. 324ヶ月 324. 325ヶ月 325. 326ヶ月 326. 327ヶ月 327. 328ヶ月 328. 329ヶ月 329. 330ヶ月 330. 331ヶ月 331. 332ヶ月 332. 333ヶ月 333. 334ヶ月 334. 335ヶ月 335. 336ヶ月 336. 337ヶ月 337. 338ヶ月 338. 339ヶ月 339. 340ヶ月 340. 341ヶ月 341. 342ヶ月 342. 343ヶ月 343. 344ヶ月 344. 345ヶ月 345. 346ヶ月 346. 347ヶ月 347. 348ヶ月 348. 349ヶ月 349. 350ヶ月 350. 351ヶ月 351. 352ヶ月 352. 353ヶ月 353. 354ヶ月 354. 355ヶ月 355. 356ヶ月 356. 357ヶ月 357. 358ヶ月 358. 359ヶ月 359. 360ヶ月 360. 361ヶ月 361. 362ヶ月 362. 363ヶ月 363. 364ヶ月 364. 365ヶ月 365. 366ヶ月 366. 367ヶ月 367. 368ヶ月 368. 369ヶ月 369. 370ヶ月 370. 371ヶ月 371. 372ヶ月 372. 373ヶ月 373. 374ヶ月 374. 375ヶ月 375. 376ヶ月 376. 377ヶ月 377. 378ヶ月 378. 379ヶ月 379. 380ヶ月 380. 381ヶ月 381. 382ヶ月 382. 383ヶ月 383. 384ヶ月 384. 385ヶ月 385. 386ヶ月 386. 387ヶ月 387. 388ヶ月 388. 389ヶ月 389. 390ヶ月 390. 391ヶ月 391. 392ヶ月 392. 393ヶ月 393. 394ヶ月 394. 395ヶ月 395. 396ヶ月 396. 397ヶ月 397. 398ヶ月 398. 399ヶ月 399. 400ヶ月 400. 401ヶ月 401. 402ヶ月 402. 403ヶ月 403. 404ヶ月 404. 405ヶ月 405. 406ヶ月 406. 407ヶ月 407. 408ヶ月 408. 409ヶ月 409. 410ヶ月 410. 411ヶ月 411. 412ヶ月 412. 413ヶ月 413. 414ヶ月 414. 415ヶ月 415. 416ヶ月 416. 417ヶ月 417. 418ヶ月 418. 419ヶ月 419. 420ヶ月 420. 421ヶ月 421. 422ヶ月 422. 423ヶ月 423. 424ヶ月 424. 425ヶ月 425. 426ヶ月 426. 427ヶ月 427. 428ヶ月 428. 429ヶ月 429. 430ヶ月 430. 431ヶ月 431. 432ヶ月 432. 433ヶ月 433. 434ヶ月 434. 435ヶ月 435. 436ヶ月 436. 437ヶ月 437. 438ヶ月 438. 439ヶ月 439. 440ヶ月 440. 441ヶ月 441. 442ヶ月 442. 443ヶ月 443. 444ヶ月 444. 445ヶ月 445. 446ヶ月 446. 447ヶ月 447. 448ヶ月 448. 449ヶ月 449. 450ヶ月 450. 451ヶ月 451. 452ヶ月 452. 453ヶ月 453. 454ヶ月 454. 455ヶ月 455. 456ヶ月 456. 457ヶ月 457. 458ヶ月 458. 459ヶ月 459. 460ヶ月 460. 461ヶ月 461. 462ヶ月 462. 463ヶ月 463. 464ヶ月 464. 465ヶ月 465. 466ヶ月 466. 467ヶ月 467. 468ヶ月 468. 469ヶ月 469. 470ヶ月 470. 471ヶ月 471. 472ヶ月 472. 473ヶ月 473. 474ヶ月 474. 475ヶ月 475. 476ヶ月 476. 477ヶ月 477. 478ヶ月 478. 479ヶ月 479. 480ヶ月 480. 481ヶ月 481. 482ヶ月 482. 483ヶ月 483. 484ヶ月 484. 485ヶ月 485. 486ヶ月 486. 487ヶ月 487. 488ヶ月 488. 489ヶ月 489. 490ヶ月 490. 491ヶ月 491. 492ヶ月 492. 493ヶ月 493. 494ヶ月 494. 495ヶ月 495. 496ヶ月 496. 497ヶ月 497. 498ヶ月 498. 499ヶ月 499. 500ヶ月 500. 501ヶ月 501. 502ヶ月 502. 503ヶ月 503. 504ヶ月 504. 505ヶ月 505. 506ヶ月 506. 507ヶ月 507. 508ヶ月 508. 509ヶ月 509. 510ヶ月 510. 511ヶ月 511. 512ヶ月 512. 513ヶ月 513. 514ヶ月 514. 515ヶ月 515. 516ヶ月 516. 517ヶ月 517. 518ヶ月 518. 519ヶ月 519. 520ヶ月 520. 521ヶ月 521. 522ヶ月 522. 523ヶ月 523. 524ヶ月 524. 525ヶ月 525. 526ヶ月 526. 527ヶ月 527. 528ヶ月 528. 529ヶ月 529. 530ヶ月 530. 531ヶ月 531. 532ヶ月 532. 533ヶ月 533. 534ヶ月 534. 535ヶ月 535. 536ヶ月 536. 537ヶ月 537. 538ヶ月 538. 539ヶ月 539. 540ヶ月 540. 541ヶ月 541. 542ヶ月 542. 543ヶ月 543. 544ヶ月 544. 545ヶ月 545. 546ヶ月 546. 547ヶ月 547. 548ヶ月 548. 549ヶ月 549. 550ヶ月 550. 551ヶ月 551. 552ヶ月 552. 553ヶ月 553. 554ヶ月 554. 555ヶ月 555. 556ヶ月 556. 557ヶ月 557. 558ヶ月 558. 559ヶ月 559. 560ヶ月 560. 561ヶ月 561. 562ヶ月 562. 563ヶ月 563. 564ヶ月 564. 565ヶ月 565. 566ヶ月 566. 567ヶ月 567. 568ヶ月 568. 569ヶ月 569. 570ヶ月 570. 571ヶ月 571. 572ヶ月 572. 573ヶ月 573. 574ヶ月 574. 575ヶ月 575. 576ヶ月 576. 577ヶ月 577. 578ヶ月 578. 579ヶ月 579. 580ヶ月 580. 581ヶ月 581. 582ヶ月 582. 583ヶ月 583. 584ヶ月 584. 585ヶ月 585. 586ヶ月 586. 587ヶ月 587. 588ヶ月 588. 589ヶ月 589. 590ヶ月 590. 591ヶ月 591. 592ヶ月 592. 593ヶ月 593. 594ヶ月 594. 595ヶ月 595. 596ヶ月 596. 597ヶ月 597. 598ヶ月 598. 599ヶ月 599. 600ヶ月 600. 601ヶ月 601. 602ヶ月 602. 603ヶ月 603. 604ヶ月 604. 605ヶ月 605. 606ヶ月 606. 607ヶ月 607. 608ヶ月 608. 609ヶ月 609. 610ヶ月 610. 611ヶ月 611. 612ヶ月 612. 613ヶ月 613. 614ヶ月 614. 615ヶ月 615. 616ヶ月 616. 617ヶ月 617. 618ヶ月 618. 619ヶ月 619. 620ヶ月 620. 621ヶ月 621. 622ヶ月 622. 623ヶ月 623. 624ヶ月 624. 625ヶ月 625. 626ヶ月 626. 627ヶ月 627. 628ヶ月 628. 629ヶ月 629. 630ヶ月 630. 631ヶ月 631. 632ヶ月 632. 633ヶ月 633. 634ヶ月 634. 635ヶ月 635. 636ヶ月 636. 637ヶ月 637. 638ヶ月 638. 639ヶ月 639. 640ヶ月 640. 641ヶ月 641. 642ヶ月 642. 643ヶ月 643. 644ヶ月 644. 645ヶ月 645. 646ヶ月 646. 647ヶ月 647. 648ヶ月 648. 649ヶ月 649. 650ヶ月 650. 651ヶ月 651. 652ヶ月 652. 653ヶ月 653. 654ヶ月<br						

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 市	市	道 区	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7	
府	町	県	村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-2で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
コ	村	コ	村	1.明記した規定があり認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がないが、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
ド	名	大仙市	1	大仙市職員旧姓使用規程 (趣旨) 第1条この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を変更した場合において、引き続き変更前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用するときの手続そのほか必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条職員は、旧姓を用いて文書を作成し、又は旧姓を表示し、若しくは旧姓により応答することができる。ただし、法令等又は職務上特段の支障が生じる場合は、この限りでない。	大仙市議会	1	2	1	大仙市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	212	北秋田市	4		北秋田市議会	1	2	1	北秋田市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	214	にかほ市	4		にかほ市議会	1	2	1	にかほ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	215	仙北市	1	仙北市職員旧姓使用取扱要綱 第1条この訓令は、市長部局の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めたことによる不利益及び不利益を軽減し、社会活動の継続性を保持するとともに、職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	仙北市議会	1	2	1	仙北市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	303	小坂町	4		小坂町議会	1	3	1	小坂町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	327	上小阿仁村	4		上小阿仁村議会	1	2	1	上小阿仁村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	346	藤里町	4		藤里町議会	1	2	1	藤里町議会会議規則 (欠席届提出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	348	三種町	1	三種町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。(適用職員)第2条この訓令は、町長部局(公営企業会員も)、議会事務局、選舉管理委員会事務局、監査委員会事務局、固定資産評価査定委員会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局に勤務する一般職員に適用する。(旧姓を使用することができる文書等)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	三種町議会	1	2	1	三種町議会会議規則 (欠席届提出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
5	349	八峰町	1	八峰町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものとし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	八峰町議会	1	2	1	八峰町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都	市	市	道	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7					
府	町	町	県	村	町	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がないが、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がないが、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-2で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で、1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について～4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
コ	コ	村	コ	村	村	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
ド	ド	名	5 361	五城目町	4	五城目町議会	1	2	1	五城目町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1
5 363	八郎潟町	2	八郎潟町議会	1	3	1	八郎潟町議会会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に提出しなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1			
5 366	井川町	1	井川町職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	井川町議会	1	3	1	井川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1		
5 368	大潟村	2	大潟村議会	1	2	1	大潟村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1			
5 434	美郷町	1	美郷町職員旧姓使用取扱要綱 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	美郷町議会	1	3	1	美郷町議会会議規則 第2条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1		
5 463	羽後町	1	羽後町職員旧姓使用取扱要綱 第一条 この要綱は、羽後町役場職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	羽後町議会	1	2	1	羽後町議会会議規則 第二条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1		
5 464	東成瀬村	4	東成瀬村議会	1	2	1	東成瀬村議会会議規則 第2条 2. 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1			

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

秋田県

調査時点		議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		研修の実施状況																																									
都道府県	市区町村	問12-8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。															問12-11で1.を選択した場合。			問12-12 ハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。															問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。			問12-14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止)に取り組む予定ですか。			問12-15 議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-16 議会における、通常又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-17 議会における、通常又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがありますご記入ください。			問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられていますか。			問13で1.を選択した場合。			本部員総数 ※本部長を含む (人)		うち女性 (人)		女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況
		問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。															問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。			問12-11で1.を選択した場合。															該当部分の条文(本文)を記入してください。			該当部分の条文(本文)を記入してください。			該当部分の条文(本文)を記入してください。			該当部分の条文(本文)を記入してください。			該当部分の条文(本文)を記入してください。			該当部分の規定を記入してください。			該当部分の規定を記入してください。											
ココ	ドド	1. 職員及び場所の設置または提供がされている。(常時)															1. 行っている。			1. 行っている。															1. 研修において利用している。			1. 明記した規定があり、認めている。			1. 位置づけられた規定がある。			1. 位置づけられていません。																				
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時)															2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。			2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。															2. 研修において利用していない又は現時は研修を行っていないが、今後取り組む予定である。			2. 明記した規定はないが、運用上認めている。			2. 位置づけられていません。			2. 位置づけられていません。																				
3. 設置または提供される予定である。															3. 行っていないが、今後取り組む予定である。			3. 行っていないが、今後取り組む予定である。															3. 行っていないが、今後取り組む予定である。			3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			3. 位置づけられた規定がある。			3. 位置づけられていません。																						
4. なし															4. なし			4. なし															4. なし			4. なし			4. なし			4. なし			4. なし																			
5.201		秋田市		4	4	3	2	0	1	4	1	0	0	5		374	31	8.3%	1																																													
5.202		能代市		4	2	3	3	2	4	7	5	2	4	20		15	0	0.0																																														
5.203		横手市		4	4	3	2	2	3	2	2	3	4	0		17	1	5.9																																														
5.204		大館市		4	4	3	3	2	3	3	4	2	2	2		17	0	0.0																																														
5.206		男鹿市		4	4	3	3	2	3	3	4	2	2	2		15	1	6.7																																														
5.207		湯沢市		4	4	3	2	1	3	3	4	2	2	2		14	0	0.0																																														
5.209		鹿角市		4	4	1	1	3	1	1	3	4	1	1	鹿角市議会議員政治倫理条例	第4条 議員は、常に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。(7)その地位を利用して、説教し、強要し、又は圧迫する行為をしないこと。また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他の人権侵害又は差別のおそれのある行為をしないこと。	1	15	2	13.3																																												
5.210		由利本荘市		4	4	1	3	3	3	3	4	1	1	由利本荘市議会ハラスメント防止条例	由利本荘市議会ハラスメント防止に関する申し合せを行っている	1	1	由利本荘市地域防災計画	第2編 第1章 第6節 第13項 市は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局と男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市の男女共同参画担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、府内や避難所等との間ににおける連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。	25	2	8.0																																										
5.211		潟上市		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	5		16	2	12.5																																														
5.212		大仙市		4	4	3	3	1	3	3	2	1	1	2		25	2	8.0																																														
5.213		北秋田市		4	4	2	3	2	2	2	2	2	1	1	北秋田市地域防災計画	第2編 第1章 第5節 第2 男女共同参画の視点を取り入れた体制の整備 男女共同参画を所管する市民生活部は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画拠点施設の役割について、防災担当部局と男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、市民生活部は、災害時には、男女共同参画の視点から、府内や避難所等との間ににおける連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努める。	13	0	0.0																																													
5.214		にかほ市		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		12	0	0.0																																														
5.215		仙北市		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		25	2	8.0																																														
5.203		小坂町		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		8	1	12.5																																														
5.327		上小阿仁村		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		12	4	33.3																																														
5.346		藤里町		4	4	2	2	2	2	2	3	4	1	1	2		12	1	8.3																																													
5.348		三種町		4	4	1	1	3	2	3	3	3	2	2	三種町議会ハラスメント防止条例	(目的) 第1条 この条例は、町民の負託を受けた全ての三種町議会議員(以下「議員」という)が誠実に職務を行い、議員によるハラスメントを防止することで、信頼される議会の実現に資することを目的とする。	15	0	0.0																																													
5.349		八峰町		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		18	0	0.0																																														
5.361		五城目町		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		9	2	22.2																																														
5.363		八郎潟町		4	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2		8	4	50.0																																														
5.366		井川町		4	4	3	3	3	3	3	4	1	1	2		9	0	0.0																																														
5.368		大潟村		4	4	2	2	2	2	2	2	4	1	1	2		10	3	30.0																																													

